

「マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの適切な管理に係るガイドライン」の概要 (バーゼル委 部会作成資料に基づき当室にて作成)

1. 銀行のリスク管理におけるマネロン・テロ資金供与対策

FATFは、改訂勧告の勧告1で「リスクの評価及びリスク・ベース・アプローチの適用」を導入しており、国及び金融部門がマネロン・テロ資金供与対策で、どのようにリスク・ベース・アプローチを実施するかについて示している。更に、AMLEG(マネロン・テロ資金供与対策部会)は、銀行が犯罪リスクに晒される理由・過程についてより明らかにしようと試みている。

そのために、AMLEGは過去のガイドラインにおける顧客管理基準の必須要素を発展させ、これらの対策及び手続きについて明確化を行った。具体例として、マネロン・テロ資金供与対策において提示した「マネロン・テロ資金供与リスク管理に必要な3つの防衛ライン」の概念、マネロン等のリスク管理責任者(CRO)の重要性について明示している。

2. バーゼル委員会の過去のガイドラインのアップデート及び合理化

バーゼル委員会のマネロン・テロ資金供与対策に係る過去のガイドラインの整理において、市中協議文書は、過去の2つのガイドライン(銀行による顧客管理(2001年10月)、顧客管理に係る連結ベースのリスク管理(2004年10月)の統合及びアップデートを行っている。

また、AMLEGは、用語の整理・標準化も行っている。例えば、従来用いていた「Know your customer」という用語の代わりに、FATF 勧告と整合的な「CDD(Customer due diligence)」を用いている。AMLEGは、CDDをマネロン・テロ資金供与対策全体の中で解釈することを推奨し、銀行が抱える全てのリスク管理に、マネロン・テロ資金供与のリスクを含めることの必要性を説いている。

過去のガイドラインで触れたPEPs(重要な公的地位を有する者)、プライベートバンクなど、いくつかの具体的なリスクについては、AMLEGが優先順位をつけて取り組みを行った結果、アップデートは行っていない。バーゼル委員会は、これらの分野を重要視していないといった誤った印象を与えないように、今後、特定のリスクとしてガイダンスに盛り込むことを検討する。

3. 将来的に問題となり得る特定のリスクに係るガイダンスの提供

AMLEGは、特定の事業形態及び商品に係るリスク対策について、2つの付録(Annex)に盛り込んでいる。

(1)1つ目は、銀行が顧客管理業務を他の銀行又は第三者に委託する際に必要となる管理について明記している。これは、顧客との既存の業務関係において、銀行が同グループの他の金融機関に依存する可能性がある場合に該当し得る。

(2)2つ目は、コルレスバンクについてである。コルレスバンクは、業務提携先の銀行がコルレスバンクを通じて顧客へのサービスを提供するビジネス形態である。これらのサービスを提供する際、顧客と直接の顧客関係を有せずに、業務提携先の顧客に対してサービスを提供するため、コルレスバンクは通常の顧客管理業務を行うことができない。結果として、コルレスバンクは、犯罪行為等の高リスクに晒される可能性があるため、AMLEGは、各国の当局及び銀行においてこれらのリスクを低減するため講じる措置の十分性の評価のためのガイダンス策定を提言している。